青森市社会人フットサルリーグ規約

１　名　　称

青森市フットサルリーグ（Aomori　City　Futsal　League、略称Ａ．Ｃ．Ｆ．Ｌ）と称する。なお、各年次の大会名は、２００Ｘあおもりフットサルリーグとする。

２　目　　的

青森市及び近郊の地区の社会人により組織されたフットサルチームが、相互の発展と親睦交流を目的とし、併せて、地域のフットサル並びにサッカーの競技力の向上に寄与することを目的とする。

また、リーグ構成員は、地域におけるフットサル競技の振興・発展に積極的に協力するものとする。

３　参加資格

（チーム）

1　毎年度、市協会フットサル委員会（以下「市委員会」という。）に社会人フットサルチームとして登録が認められたチーム

2　（公財）日本サッカー協会フットサル登録及び青森県フットサル連盟登録が完了し、青森市サッカー協会に登録するチーム（青森市サッカー協会への登録料は参加料に含む）

3　１チーム１０人～２０人のメンバーを登録し、代表者名・連絡先が明確であること。（登録に当たっては、所定の様式に記入の上、委員会に受理される必要がある。）

4　傷害保険に加入していること。（個人の傷害は、各人の責任となる。）

5　帯同審判員としてフットサル審判登録者を２名以上用意できること。

（個　人）

①　フットサル個人登録を完了している者であること。

②　１６才以上の者。

③　リーグ開催期間の中途での追加登録は認める。登録済みであることを確認できた場合に試合への参加を認める。

④　リーグ開催期間中におけるリーグ内での重複登録、移籍は認めない。

⑤　背番号は固定とする。

４　競技要項

競技規則は、（公財）日本サッカー協会の最新のフットサル競技規則によるが、一部の項目について特例を定める。

５　試合方法

リーグ戦の実施方法については、別に定める。

６　会　計

①　会計年度は毎年４月１日から翌年の３月３１日までとする。

②　毎年度の参加料等及び予算・決算は市委員会で作成することとする。

７　組　織

①　各チーム代表者からなるリーグ運営委員会とリーグ審判委員会を設置し、自主的にリーグ運営を行う。

②　①の２委員会は、規約及び確認事項はもとより、フットサルのルールの遵守に努め、運営に当たること。

③　上記委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

８~~７~~　この規約の変更・改廃は、市委員会の議決をもって行う。

この規約は、平成２１年１０月１７日に変更する。

この規約は、平成２４年９月２４日に変更する。

この規約は、平成２８年１０月１日に変更する。

この規約は、平成３０年１０月２日に変更する。